## 原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・ 処分に関する取組の基本的考え方の評価に関する 報告書(案)に対する御意見

## 平成20年8月20日原子力委員会 政策評価部会

平成20年7月4日から8月3日の間、国民の方々からの意見募集を実施した結果、26名(1団体を含む)の方から46件の御意見をいただきました。

なお、頂いた御意見につきましては、頂いた方順及び到着順に番号を割り当てております。

No.	御意見の	御意見の概要	御意見及びその理由
INO.	対象箇所	呼息元の似女	御息兄及びての理由
			本文に、「高レベル放射性廃棄物の処分場の立地
			は、・・・当該地域の持続可能な発展に資する地域自らが
			発案する取組に国民が協力していくことについて、関係
			行政機関等は、国民との間で相互理解を深めていくべ
			き」とあるが、
	P37		・国の原子力政策に全面的に協力する事業者の逼迫度
	③ 高レベ	さらに国が前面に立っ	が強く、
	ル放射性	て、研究開発や安全性	・地方の市町村の首長が財政状況の困窮を打開するた
1	廃棄物の	PR に留まらない、より積	めの手段として、やむを得ず手探りしながら、誘致に名
	処分場の	極的な取組みを行うべき	乗りを上げる英断を下さざるを得ない、
	立地につ	ではないか。	という現状を鑑みると、例えば、適地の選定の手助けと
	いて		なるようなプレ調査を全国大で実施して「適地マップ」を
			作る、あるいは、韓国での誘致手法を参考に、立地自治
			体への更なるてこ入れ、見返りを表明するなど、手続き
			を慎重に進めることを前提としつつも、NUMO より国が、
			積極的に適地開発や応募ハードル下げに向けた取組を
			行う必要があると考える。
			この結論の文章は、2~3年の間、関係行政庁等がこの
		第4章に記載された重要	報告に記載された提言も取り組んで、今後最大の努力し
		な部分にもかかわらず、	ても成果が挙がらない場合は、どうするのかという原子
		「なお、原子力委員会	力委員会の決意を述べた箇所であり結論としては重要
		は、・・・再検討する是非	です。しかし、再検討する是非という表現では何を再検
		を議論するべきです。」	討するのか、なぜ是非なのかが明確ではありません。高
	P39	の表現は何をしようとす	レベル放射性廃棄物を地層処分すること、これは不変で
2	下から4~	るのか意味がわからな	あり、これについては再検討する必要もなく、再検討する
	2行目	いので、内容を明確(例	のはあくまで処分主体(スキーム:NUMOのままでいい
		えば、「・・・処分主体や	のか。) や処分候補地公募方式(現状の公募方式でいい
		処分地公募方式などに	のか)などについて再検討することになるので、そのこと
		ついて再検討する是非	を「・・・処分懇談会報告書に立ち返って・・・」などで省略
		を議論すべきです」)に変	せず、「・・・処分主体や処分地候補地公募方式などにつ
		更すべきです。	いて再検討する是非を議論すべきです。」と明確に記載
			した方がいいと思います。

No.	御意見の	御意見の概要	御意見及びその理由
INO.	対象箇所		一
3	対象 B P33 下から3~ 1行目	放射性廃棄物を性状に を性を変をを動きなので、RI・研究のは を整備することは重要を なので、RI・研究ので、 乗物につうしまでで、 を整体でで、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	原子力政策大綱に示された放射性廃棄物を性状に応じ 一元的な処理・処分を可能となるように、諸制度を整備 することは処理・処分を進めていくため、国側の取組とし て重要なことです。RI・研究所等廃棄物は医療法、薬事 法やRI法などの重複規制がかかっており、この部会でも 一元的な処理・処分を可能となるようにもっと諸制度の整 備を早く進める必要があるのではないかという議論され ていました。しかし、部会でもウラン廃棄物の処理・処分 にかかる安全規制の遅れに関する意見(3.2.2 に記載さ れています)が出ていますが、RI・研究所等廃棄物の中 にも、性状的にはウラン廃棄物に該当するものも含まれ るため、これも重複規制がかかっており、それが要因と なり特に処分形態にする処理が進んでいないのではな いかと考えます。したがって、(4)評価の文章を「・・・特 に、ウラン廃棄物を含むRI・研究所等廃棄物について は、現在及び今後、関係法令の整備が進める必要があ ることから、放射性廃棄物の性状に応じて一元的に行う ことが可能となるように配慮することが重要です。」と追
4-1	報案が発達のはでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	原子力委員会政策評価 部会は文字通り「政策を 評価」するもので、取組 状況を評価する会議体 ではないのにも関わら ず、NUMO等の取組状 況を評価することは越権 行為である。	記すべきと思います。 原子力委員会政策評価部会は文字通り「政策を評価」するもので、取組状況を評価する会議体ではないのにも関わらず、NUMO等の取組状況を評価することは越権行為であり、このような報告書を原子力委員会政策評価部会として公表することは、政策評価部会のみならず、原子力委員会の権威を失墜させる結果となるため、今後、このようなことがないように猛省を促したい。 また、36ページ上から3行目の「政策が今後十分な成果を上げるためには」という表現は、意味不明で、日本語として成立していない。
4-2	P30 下から4行 目	原子力委員会政策評価 部会の報告書として、 「原子力立国計画」と異 なる結論を提示すること は許されない。	原子力委員会政策評価部会の報告書として、「原子力立 国計画」と異なる結論を提示することは許されない。 また、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が 制定されている現状において、「高レベル放射性廃棄物 懇談会報告書に立ち返って、再検討する」必要があるの か、意味不明である。

No.	御意見の 対象箇所	御意見の概要	御意見及びその理由
5-1	具体的改善策 (全般)	実施主体である NUMO が 2002 年に設立されて から、既に、5 年以上経 つにもかかわらず、なん らの成果も上がっていないことに対して徹底的に 原因を究明し、具体的改善対策を明示すべきである。	原子力委員会としては、網羅的に方向性を示すだけでなく、具体的改善策を重点的に示し、自らその実現に向かって努力すべきである。例えば、双方向による草の根的広報活動や公募方式の見直しについて実効性のある具体的改善策を示し、その実現に向けて自ら努力することを期待する。 評論家的議論をいくら繰り返し、作文行政だけでは無意味である。原子力施設の立地に従事した経験者を議論に加え、実効性のある具体策の検討をすべきである。特に、P19の⑦、⑧、⑨の必要性は認めるが、それよりもNUMO や原子力委員会の取り組みが重要である。
5-2	P16 回収可能 性につい て	回収可能性については 処分場閉鎖後も可能で あることが立地対策上重 要である。	高レベル廃棄物処分は高レベル廃棄物を人間環境から 安全に隔離することであり、処分場閉鎖に当たっては、 安全に隔離されることが安全評価によって確認されるこ とが条件である。しかし、その可能性は極めて少ないが、 閉鎖後にも新しい知見により、また、モニタリングの結果 により、回収することが必要となる可能性が皆無とはい えない。そのような閉鎖後にも、必要があれば回収でき るという対策が考えられているという説明は立地対策 上、一般国民に安心してもらうために必要と考える。
5-3	P19 ⑤ NUMO P25 (4) ② NUMO	NUMO は立地広報のほかに、安全審査、処分場の設計、建設及び操業を担当する実施主体としてその責務を全うするため、自ら具体的対策を立て、必要あるものは他の機関に協力を要請す、というである。また、組織、陣容の見直しが必要。	NUMO は、実施主体として、広報活動、立地業務のほかに、安全審査、処分場の設計、建設及び操業を担当するが、その責務を全うするため、自ら具体的対策を立て、着実に実施すべきである。しかし、自分だけでできないものについては、他の機関の協力を積極的に要請すべきである。例えば広報活動については、その地域の電力会社の積極的協力が肝要である。電力会社に対して、原子力発電所のPR館に高レベル廃棄物処分のコーナーを設けてもらうとか、適地周辺の営業所に処分場の模型やパンフレットを備えて貰い、一緒に周辺住民への理解活動を行うこと、知事などに対する説明の際は、電力会社社長に同道して貰い、社長からも知事に対する説明に協力して貰うなど、辞を低くしてお願いすべきである。また、JAEA の行っている技術開発の成果及び地下研究

No.	御意見の	御意見の概要	御意見及びその理由
140.	対象箇所	<b>严志儿</b> 》,"城女	
5-3			施設で取得される技術データ、ノウハウ及び経験を実際
続き			の処分場の設計、安全評価、建設及び操業に活用するこ
			と及び地下研究施設を一般国民に公開し、実状を見学し
			て貰うことが極めて重要である。JAEA に対して坑道の掘
			削方法、模擬廃棄体による定置方法などについて、その
			要望を伝えるとともに、自らリーダシップをとって、地下研
			究施設の研究に参加して経験やノウハウを取得すべきで
			ある。特に、模擬廃棄体の定置及び埋め戻し作業及び埋
			め戻し後の長期に亘る熱水学的、力学的挙動の把握は
			NUMO にとって、極めて重要であるので、その実施を強く
			要望すべきである。
			立地広報戦略については、着実に実施すべきである。多
			重バリアに重点を置いた判りやすく理解が得られる視聴
			覚に訴えた説明資料を作成し、これに基づき双方向対話
			による草の根広報活動を行うことが何よりも重要である。
			そのホームページを見ても、処分がどのように安全に行
			われるかを判らせようとする意欲が感じられない。動画と
			音声による説明による説得力のある説明を工夫すべきで
			ある。
			また、これらの広報活動については定期的にアンケート
			をとって、その成果が上がっているかどうかを確かめ、改
			善を図る必要がある。
			立地のためには、公募方式のみに頼る受身の姿勢では
			なく、処分場の適地の条件をはっきりさせ、その適地が、
			わが国の何処にあるかを予め、検討しておき、その適地
			の中からその地域の知事を始めとする地域住民に対す
			る積極的理解活動を展開し、誘致してもらえるように働き
			かけることが重要である。
			組織、陣容を見直しに当たって、最も重要なのは、理事
			長に適材を任命することである。
	P21	日本原子力開発機構が	地下研究施設の意義及び目的は、深地層の岩盤特性、
	2-3	進めている地下研究施	地下水の性状などを測定、解明し、また、実際に岩盤を掘
5-4	JAEA	設については、その意義	削し、廃棄体を定置、埋め戻しを行うことにより、短、長期
	地下研究	及び目的を明確にし、	に生ずる諸現象を出来るだけ正確に把握するともに、掘
	施設	NUMO とも緊密に連携し	削及び建設工法、廃棄体定置方法及び埋め戻し方法な

No.	御意見の 対象箇所	御意見の概要	御意見及びその理由
5-4 続き		て適時に成果が得られることが重要である。特に、模擬廃棄体による定置方法及び定置後の長期挙動の把握を要望する。	どを実地に検討し、これらにより取得された技術データ、ノウハウ及び経験を実際の処分場の設計、安全評価、建設及び操業に活用することである。さらに、これを一般国民に公開し、実状を見学してもらうことにより、一般国民の理解を深めることができる。特に重要なのは、模擬廃棄体の定置及び埋め戻し作業及び埋め戻し後の長期に亘る熱水学的、力学的挙動の把握である。これらにより、解析の不確実性の低減に役立つとともに、広報上も極めて重要である。これらはNUMOが行う処分場の設計、建設のためにも是非必要である。 NUMOはJAEAに対して幌延の場合にも、模擬廃棄体による定置方法及び定置後の長期挙動の把握などについて、地元の理解を得て、推進されるよう要望するとともに、自ら、地下研究施設での研究に参加して経験やノウ
5-5	P7、P19 公の適定 方しの すし選	公募方式のみに頼る受 身の姿勢を見直し、中 るの姿勢を見直し、中 るのの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの	ハウを取得すべきである。 今まで、公募方式のみに頼る受身の姿勢であったために、立地が思うように進んでいない。他の原子力施設と同じように、処分場の適地が、わが国の何処にあるかを予め、検討しておき、その適地の中から知事を始めとする地域住民に対する積極的理解活動を展開し、誘致して貰えるように働きかけることが重要である。 処分場の選定に当たっては、地元住民の安全と安心の理解が得られ易く、かつ、反対派の活動に影響されないようにし、立地を円滑に進めるためには、適地の選定が極めて重要である。適地選定に当たっては、岩盤が均質であり、ある程度の広がりのある安定性な地層であり、地下水の流れがほとんどなく、地下水の下流域の人家の少ない所を選定すべきである。また、当然ながら、火山地帯、断層地帯、環境上問題があると考えられる地域は避けるべきである。
6–1	P4 上から5行 目	から意見聴取しておらず、現状分析が不十分で、このような事実(現	最終処分場の確保という喫緊の課題に対して、原子力 委員会政策評価部会が本当に真剣に真正面から取組む つもりがあるのであれば、国や電気事業者、NUMO など

No.	御意見の 対象箇所	御意見の概要	御意見及びその理由
6-1	八多回川	   状)認識の元で行われた	推進側ばかりでなく、全国知事会や全国市町村会等を含
続き		評価は適切なものとはい	めて、現職の知事や市町村長から率直な意見を聴取し、
1750		えない。	まずは、正確な現状分析を行うべきである。
			政策評価部会では有識者として(元)知事に意見聴取して
			いるが、この方は最終処分事業に直接関わった方では
			ないため、この方の意見を聴取しても現状分析を正確に
			行う事は困難である。現実問題として、現職の知事等か
			らの意見徴収が困難であるとするならば、少なくとも、田
			嶋裕起氏([元]東洋町長)や橋本大二郎氏([元]高知県知
			事)など、直接、最終処分事業に関わった(元)市町村長
			等から意見聴取すべきであった。
			推進側を中心に行われた意見聴取は片手落ちであり、こ
			のような意見聴取を元に行われた現状分析は正確性を
			欠くと判断される。従って、このような事実(現状)認識の
			元に行われた今回の評価も適正なものとは言えず、到
			底、信用できるものではない。
			実際に報告書は、推進側に「もっとやれ。頑張れ。」と言
			っているだけで、その程度の事は政策評価部会の手を
			借りなくても誰にでも分かる事であり、このようなものに
			時間とお金をかけるのは無駄であり、一顧の価値も無い
			と断じざるを得ない。
			仮に、政策評価部会として、現職の知事等の意見聴取を
			行おうとし、これが実現しなかったという事であれば、そ
			れが何よりの現職の知事等の意見表明だと考えるので、
			その事実等を報告書に記載すべきである。
			[その理由]
			現在、NUMO が実施している最終処分施設の調査区域
			の公募に関して、応募できるのは市町村長のみであり、
			都道府県知事は「特廃法」に基づき同施設の調査や建
			設について実質的な「拒否権」を有している。
			このため、現職の市町村長および都道府県知事は最終
			処分事業の「最も密接な」関係者であることから、今回の
			政策の評価に当り、正確な現状分析を行うためには、現
			職の都道府県知事等に対する意見聴取が必要であっ
			<i>t</i> =。

No.	御意見の 対象箇所	御意見の概要	御意見及びその理由
6-2	P6 上 目	今回の評価は、国、電気 では、国、というでは、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、自治をは、自治をは、自治をは、自治をは、自治をは、自治をは、自治をは、自治を	[御意見] 今回の評価は、国、電気事業者、NUMO など推進側を中心に行われているが、「⑤国及び自治体は、基礎自治体の生活や産業を支える住民等の積極的な参画による勉強会活動が自治体境界を越えて面的に展開されるための環境を整備すべきである。」と原子力委員会が「自治体」に対しても見解を表明しているにも関わらず、「自治体」に対する評価が行われていない。このような片手落ちの評価を行っている事自体、政策評価部会が最終処分場の確保という喫緊の課題に対して真剣に取組んでいないことの現われではないかとさえ思われる。なお、この原子力委員会の見解⑤については、ほとんどの自治体が不知であると考えるが、政策評価部会としては、全ての自治体がこれを承知しているとの前提で今回の評価を行ったのか、見解⑤を全ての自治体に伝えるために、原子力委員会として、どのような活動を行ったのか、具体的に教えていただきたい。原子力委員会は見解を示すだけであり、具体的な活動は行わないという事であれば、その旨を回答していただきたい。 「その理由」 (1)とほぼ同様な理由であり、最終処分事業の「最も密接な」関係者である「自治体」の意向確認や「自治体」に対する評価は、最終処分場の確保という喫緊の課題に対して欠くべからざるものである。
6-3	P18 上から2行 目、P36 下から10 行目	等」に文部科学省が含ま	[御意見] 教育に関する事項の提言等についは、単に「関係行政機関等」と記載するのではなく、「文部科学省をはじめとする関係行政機関等」と記載すべきである。 ただし、最終処分場の確保という喫緊の課題に対して、「次世代への教育」に関する提言を行うことについては、政策評価部会の姿勢に疑問を感じる。 [その理由] ①「関係行政機関等は、放射性廃棄物に関する教育の

No.	御意見の	御意見の概要	御意見及びその理由
140.	対象箇所	<b>严志儿</b> 切城女	脚志元次0°での空出
6-3			在り方について引き続き検討し、教育機関に働き掛けて
続き			いくことが必要です」、②「将来の世代に知識を正しく伝え
			る観点から、次世代層への教育が適切にされるよう、関
			係行政機関等は、教育機関に働き掛けていくべきで
			す。」という提言等が示されているが、これら教育につい
			ては文部科学省の所管事項だと考えられる。
			しかしながら、①の評価は関係行政機関等として資源エ
			ネルギー庁、NUMO、電気事業者から取組状況のヒアリ
			ングを受けたうえでなされたもので、文部科学省からヒア
			リングを受けて評価したものではない。
			このため、放射性廃棄物の教育に関する「関係行政機関
			等」に文部科学省が含まれていることを明示すべきであ
			る。
			なお、文部科学省は「地域社会の理解と協力を得た原子
			力施設の廃止措置の実施」に関して意見聴取を行って
			いる(34 ページ下から 7 行目)が、放射性廃棄物の教育に
			関する議論があった「全国の地域社会の様々なセクター、
			地域住民及び電力消費者の理解と協力を得るための取
			組の強化」のところでは文部科学省の見解等が示されて
			いない。
			[御意見]
			「NUMO は、使命感と実施方策、人材を得ずして、この事
			業は推進できないことを深く認識し、十分な資源を計画
			的に投入していくべきです。」と、NUMO に対して人材の
			確保を提言しているが、NUMO の職員は電気事業者等
			からの出向者が多いという現状を踏まえると、提言先は
	P38	提言先は NUMO ではな	出向者を出している電気事業者等に対して行われるべき
6-4	上から14	く、電気事業者等であ	である。
	行目	る。	[その理由]
			NUMO の職員のほとんどが電気事業者等からの出向者
			であるという実態を踏まえると、幾ら NUMO が「使命感と
			実施方策、人材を得ずして、この事業は推進できないこ
			とを深く認識し」ても、電気事業者等との調整がつかなけ
			れば優秀な人材等を確保することはできない現状にあ
			る。

No.	御意見の	御意見の概要	御意見及びその理由
6-4	対象箇所		このため、上記実態を踏まえ、提言を実効性のあるもの
続き			   にするためには、政策評価部会としては、出向者を出し
			ている電気事業者等が「使命感と実施方策、人材を得ず
			   して、この事業は推進できないことを深く認識し」、優秀な
			人材など NUMO が必要とする人材を NUMO に出向させ
			るよう提言すべきである。
			[御意見]
			「このため、この組織の運営に関する重要事項を審議す
			る評議員会の評価機能の充実を図るべきです。」と提言
			しているが、政策評価部会は NUMO の評議員会の役割
			を曲解しているため、提言は見直されるべきである。
			なお、政策評価部会が NUMO の評麟員会に「評価機能」
	<b>D</b> 00		を持たそうとしているのであれば、NUMO の定款変更を
	P38	NUMO の評議員会の役割を曲解している。	必要とすると考えられるが、そこまでの提言が具体的な
6-5	上から15		実施責任等を負う事の無い政策評価部会に許されるの
	行目		か疑問が残る。
			[その理由]
			NUMO の定款によれば、「その運営に関する重要事項を
			審議する機関して評議員会を置く」と定められているた
			め、評議員会には「評価機能」は無く、政策評価部会は
			NUMO の評議員会の役割を曲解している。
			このため、この提言は見直されるべきである。
			[御意見及びその理由]
			「なお、原子力委員会は、今後2年から3年の間、関係行
			政機関等が最大限の努力を重ねてもなお期待される効
			果が上がる見通しが得られないような場合には、高レベ
			ル放射性廃棄物処分懇談会報告書に立ち返って、再検
	P39	最終処分事業への取組	討することの是非を審議するべきです。」と提言している
6-6	上から4行		一方で、「特に、最終処分計画の改定において最終処分
	目	姿勢が疑われる。 	の開始時期について変更を加えなかったことに示された
			取組の推進に対する関係者の強い決意が今後の活動に
			反映され、廃棄物小委が引き続き、十分な評価・提言機
			能を発揮していくことを強く期待します。」(37 ページ上か
			ら 10 行目)とも評価している。
			政策評価部会は、廃棄物小委の取組に強く期待している

N.	御意見の	你去日本經典	<b>如辛日取がえる四十</b>
No.	対象箇所	御意見の概要 	御意見及びその理由
6-6			が、実際には無理だと考えているが如きの提言は矛盾を
続き			はらんでおり、なお書きは削除されるべきである。
			なお、政策評価部会が本当に早期の最終処分場確保は
			難しいと考えているのであれば、「今後 2 年から 3 年の
			間」という根拠不明な猶予を与えずに、今回の政策評価
			部会で見直しを提言すべきであり、そうしないと、「遅れる
			かもしれないと考えながら、最善の策を打たなかった」と
			して、政策評価部会の最終処分事業に対する取組姿勢
			が疑われることになる。
			[御意見及びその理由]
			今回の報告書は.最終処分場の確保という喫緊の課題に
			対し余りにも的外れで、「国民が廃棄物の発生と処分の
			必要性を理解し、そしてそれが安全になされるべきことに
			ついて学習する機会を充実することが重要だということで
			す。」(36 ページ上から 6 行目から)など笑い話かと思える
			ような記載も随所に見受けられ、一顧の価値も無いと断
			じざるを得ない。
			原子力委員会の政策評価部会ともあろうものが、このよ
		政策評価部会の評価能力を超える事案を無理	うな無駄な報告書を、時間とお金をかけて作成している
	「古」がコ		ということは信じ難く、非常に恥ずかしいことである。
	「高レベル		「なぜ、そうなったのか。」私なりに理由を考えてみると、
6-7	放射性焼   棄物」関連	大理評価し、このような	政策評価部会の「原子力の研究、開発及び利用に関す
	果物」関連の全体を	無駄な報告書を作成すべきではない。	る政策の妥当性の評価等を行う」という目的は素晴らし
	の主体を 通じて		いものだと思うが、政策評価部会には今回の最終処分
	通して		事業も含めて立地に関する事案を評価する知見や能力
			が無いのではないかという結論に達した。
			原子力委員会の先生方をはじめ、政策評価部会の委員
			の皆様方は最終処分事業等に関する知見等は十分にお
			持ちであると考えているが、失礼ながら、こと、立地業務
			に関しては、その様な能力はお持ちではないのではない
			かと思う。
			今回の報告書を一般の方がご覧になった場合に、どのよ
			うに感じるのか、また、どのように考えるのか等について
			はよく分からないところがあるが、少なくとも用地交渉等
			に携わった経験がある者がみれば、一笑に付されるか、

No.	御意見の	 御意見の概要	御意見及びその理由
140.	対象箇所	<b>严志光♡</b> /姚女	脚志光及び C の 全山
6-7			的外れなことばかり並んでいるため記載されている内容
続き			が全く理解できないか、のいずれかではないかと思う。
			通常、立地に関する機微な情報や詳細な交渉経緯等は
			一般には公開されていないため、立地の困難さや本当
			の意味での成功理由など、いわゆる「立地ノウハウ」と言
			われるものについては携わった者にしか分からない部分
			が確実に存在する。これは、用地交渉等において裏取引
			があるとか無いとか、そういうレベルの話ではなく、立地
			をお願いする側、お願いされる側それぞれに様々な事情
			を抱えているため、用地交渉においては、お互いに時間
			をかけてじっくりと話し合いながら、また、その過程で一
			つ一つ解きほぐしながら進めていく必要があり、ときには
			理屈が全く通用しない場合もあるということである.
			特に、原子力関連施設の立地は困難を極めるもので、原
			子力発電所の立地については一説には 20~30 年以上
			の交渉期間が必要だと言われており、運良く建設に漕ぎ
			着けられれば良いものの、電力各社においては、十数年
			の交渉を行った後に断念した立地地点も複数箇所存在
			するのが現実である。
			放射性廃棄物の最終処分場の立地については、「原子
			カ」や「放射線」ということだけでなく、「ゴミ」や「埋捨て」
			等のマイナスイメージが更に付加されることを考えると、
			原子力発電所の立地より更に数倍難しく、立地できたと
			しても相当の労力と時間を要することになるのではない
			かと考えるのが、立地業務等に携わったことがある者の
			「常識的判断」である。
			政策評価部会の委員の皆様方は、用地交渉や立地業務
			を経験されたことがおありなのか。前述した立地業務の困
			難さ等について、どの程度、本当の事をご存知なのか。
			今回の報告書をみる限り、用地交渉や立地業務を評価
			する能力が現在の政策評価部会にあるとは思えず、最
			終処分場の立地方策等に関する評価については、到
			底、政策評価部会の手に負えるものでは無いと判断せざ
			るを得ない。
			従って、現在の政策評価部会の評価能力を超えていると

No.	御意見の	 御意見の概要	御意見及びその理由
140.	対象箇所	呼心儿♥バルダ	
6-7			考えられる、最終処分場の立地に関する事項ついては、
続き			実施主体の NUMO や発生者責任を負っている電力会
			社、監督官庁である経済産業省等に任せ、政策評価部
			会の評価の対象から除外すべきではないかと考える。
			立地業務の真実の姿を知らない、言わば専門外の委員
			の皆様方の評価や提言とは言え、政策評価部会として
			正式に報告書を提示すれば、NUMO や電力会社は、実
			務上、これを無視して進めることは難しいことだと考え
			る。経済産業省とて、同じことではないだろうか。
			そうなれば、政策評価部会の委員の皆様方の意図とは
			関係なく、逆に、その意図に反して、最終処分場の立地
			は更に混迷を極め、立ち行かなくなる状況に必ず陥るこ
			とになるだろう。
			誤解しないでいただきたいのは、繰り返し申し上げるが、
			政策評価部会の委員の皆様方の最終処分事業等に関
			する能力や知見等を否定している訳ではなく、こと、立地
			業務に関しては、委員の皆様方の専門外の事項であり、
			事情や背景を知らない専門外の方が色々と検討し、提
			言するということは、何らの参考にもならず、邪魔になる
			だけ、かえって迷惑だということを伝えたいだけである。
			専門外の事項にも関わらず、無理をして、このような報告
			書を作成すると、政策評価部会のみならず、原子力委員
			会の権威を失墜させるだけである。そのようなことだけは
			絶対に避けていただきたい。
			また、政策評価部会をはじめ、原子力委員会には、立地
			業務など細々とした取組の中身ではなく、もっと大きな視
			点で、日本における原子力、将来的な原子力の在り方と
			いうような原子力政策の根源に関するものについて考え
			ていただきたい。それが、原子力委員会、政策評価部会
			の本来の役割であると考えており、政策評価部会を含め
			原子力委員会においては、一刻も早く本来の姿を取り戻
			していただきたいと切に願う。
			委員の皆様方が、本当に心から、最終処分場の早期立
			地を望むのであれぱ、少なくとも、今後は、そのように対
			応していただきたい。

No.	御意見の 対象箇所	御意見の概要	御意見及びその理由
6-7 続き	P24 (4) 評価全体	JAEAの地層処分研究 部門とNUMOとの統合 について検討すべきであ る。	今回の意見は、政策評価部会の委員の方には失礼極まりないものだと自覚しているが、委員の皆様方と同様、最終処分場の早期立地を行う観点から、申し上げたものなので、ご容赦いただきたいと思う。なお、私の意見が政策評価部会で黙殺される結果になろうとも、委員の中で、一人でも、私の考えにご賛同いただける方がいらっしゃれば幸甚である。現在、国(主にJAEA)が地層処分の基盤技術の開発、NUMOが処分事業の安全性、経済性の向上等を目的とした研究開発を実施している。地層処分基盤研究開発調整会議にて全体の調整はされているとはいうものの、複数の機関で同じ地層処分に関する研究を行うのは、人的資源、経済資源の有効活用の観点から非効率であり、諸外国にはあまり例のない研究開発体制である。長期的にはJAEAの地層処分研究部門とNUMOとの統合
8	P24 (4) 評価 ④	JAEA 等の研究開発機関は、「地層処分の安全性」に関する国民の疑問点に対して、積極的に、かつ分かりやすい説明をするべきである。また国はそのための予算配分をすべきである。	を視野に入れた検討を開始すべきである。  ○東洋町の反省点のひとつに、不安を煽るような反対運動により地層処分の安全性が理解されず不安が増長されたことが指摘されている ○数万年という人間の感覚では理解が難しい安全確保の必要性に対して不安感や懐疑心があり、この点が国民理解の障害になっていると考える ○研究開発機関は、専門家同士の議論に終始するだけでなく、広く国民に対して数万年に亘る安全性の確保について分りやすい説明を展開し、質問疑問に真摯に応えることで理解促進につながるような取組み強化を図るべきである。
9	P39 20行目以 降	事業が進展しない原因を、事業者等の取組不足の面と制度面双方から検討すべき。後者の面に問題があることが明確であれば、2、3年も現状の制度のまま取組を継続すべきではない。	これまで事業が進展しなかった原因は、国、事業者の取組不足だけでなく、きれい事を並べた、また、人任せの制度〔最終処分法(地元意見の尊重、情報公開、原環機構による立地)〕によるものも原因の一つだと考えている。よって、成果を急ぐのであれば、2、3年と言わず直ちに、現状の制度下での新たな対策の提言だけでなく、制度(法改正を含む)の再構築も含めて検討すべき。

No.	御意見の 対象箇所	御意見の概要	御意見及びその理由
10-1	P37— 39	現状の結果の分析がない。	NUMOに責任があるのか、制度設計に問題があるのか、マスコミが悪いのか(広報不足)、そもそも金をもらって故郷を放射性物質の廃棄場所に提供してくれと言っているのが問題か、いずれにせよ分析・反省が必要。
10-2	P37-	広報不足との認識はあやまり。	広報をつづけることは必要であったとしても、ごみ処分でも立地は困難であり、それで解決できるように思われない。
10-3	P37- 39	放射性廃棄物施設の姿を変えることが必要。	職場としての魅力、わが町にはこんなすばらしい施設があると言えるようにすることができれば事情は変わるのではないか、エネルギー供給ポリス(他の原子力施設の併設)、自然崩壊を生じる貴重な物質の貯蔵・将来有用な物質として利用するための研究の場など。
10-4	P37— 39	各原子力施設に中間貯 蔵機能をもたせる、ある いは集約的な施設が必 要。	現状の事情が変わらなければ各原子力施設に中間貯蔵 機能をもたせる、あるいは集約的な施設が必要。
11	P22 (3) - 2 NUMO の 技術的能 力のあり方 について	NUMO の人材のあり方について、現在の問題りは を挙げ、具体的なである。 また、JAEA は研想材 は実施機材は実施機材に、 JAEA の人間を起用するのは短絡的すぎる。	現在、NUMOの職員の大半は、電力、研究所等からの出向者であり、3年程度で出向元へ帰るというローテーションを行なっている。このようなシステムでは以下の問題がある。 (1) そもそも、NUMOの技術職として適任の人(専門的能力を持つ人材)が NUMOにきていない。メーカー等に委託した研究をただ管理しているだけではだめ。 (2) 出向者の集まりでは、技術的な継承が進まない。 NUMOの事業を進めていくというモチベーションもあがらない。プロパーを増やしていくべきである。 (3) JAEA は研究機関であるので、JAEAと NUMOの人材交流を進めても、研究者という立場でしか NUMOに貢献できない。今、NUMOに求められているのは、事業者としての立場で、専門的技術や経験を有している人材のはず。JAEA からではなく、もっと原子力の実務を経験したことのある人材を集めるべきである。

No.	御意見の 対象箇所	御意見の概要	御意見及びその理由
12	P25	六ヶ所で製造されたガラス固化体は、貯蔵からき製造では、貯蔵がらき製造された仕様に基づきまでは、製造をおいます。はが、安全性では、製造をおいまが、安全性では、とせずに読めるなまでは、とせずにようなもので、といい。まのはいまったい。まりにはいい。まりにはいい。またい。まりにはいい。まりにはいい。またい。まりにはいい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。ま	同左
13	P5 (1)原子力 委員会の 基本 え方	対象箇所の経緯説明において、旧核燃料サイクル開発機構が1999年に取りまとめた「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性一地層処分研究開発第2次取りまとめー」についても言及すべきと考えます。	原子力政策大綱でも述べられている通り、高レベル放射性廃棄物処分制度を整備するにあたり、旧核燃料サイクル開発機構が 1999 年に取りまとめた「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性一地層処分研究開発第2次取りまとめー」(以下、「第2次取りまとめ」)が技術的拠り所とされているが、対象箇所において触れられていません。第2次取りまとめについても言及すべきと考えます。
14	P17 (4) 評価 ④	「関係行政機関等は、放射性廃棄物に関する教育の在り方について引き続き検討し、教育機関に働きかけていくことが必要です。」とありますが、「関係行政機関等は、放射性廃棄物を含めた原子力の利用に関する教育の在り方について引き続き検討し、学習指導要	放射性廃棄物に関する教育は、原子力の利用に関する教育の中でなされるべきと考えます。 2005年に原子力学会他がまとめた「初等・中等教科書および学習指導要領におけるエネルギー・原子力の扱いに関する要望書」に示されている通り、学習指導要領における原子力の扱いは十分であるとは言えない。単に教育機関に働きかけるだけでなく、国が率先して原子力教育の在り方を学習指導要領等を充実させて示す必要があるなど、踏み込んだ提言を示すべきと考えます。

No.	御意見の	御意見の概要	御意見及びその理由
	対象箇所	1-	
14		領等での取り扱いを充実	
続き		させるとともに、教育機	
		関に働きかけていくこと	
		が必要です。」とすべきと	
		考えます。	
		②で記述されている	
		JAEA の活動は、「3.1.1.2	
		高レベル放射性廃棄物	
		の地層処分に係る研究	3.1.1.1(1)「原子力委員会の基本的考え方」(P6)に示さ
	P20	開発の推進」ではなく、	れているように、原子力委員会は 2007 年 6 月に「国、
15	(2)-3	むしろ「3.1.1.1 全国の地	NUMO 及び JAEA は、地層処分方式の安全性に関して
13	JAEA ②	域社会の様々なセクタ	国民が学習できる機会を充実するべきである。」との見
	UALA &	一、地域住民及び電力	解を示しています。②の内容はこの見解に関連した活動
		消費者の理解と協力を	であり、3.1.1.1 において取り上げるべきと考えます。
		得るための取組の強化」	
		で取り上げるべき内容と	
		考えます。	
		「ガラス固化体の品質に	
		ついて、製造者に対して	
		発注する際の仕様は、	
		安全確保の観点から要	
		求される仕様とは一致し	安全確保の観点から要求される仕様を満たさない可能
		ないのが、他の様々な分	性があるかのような印象を与えかねません。
16	P25	野における実践事例に	仕様が異なることの説明ではなく、ガラス固化体が地層
10	9	照らしても一般的なこと	位像が異なることの説明ではなく、カラへ画化像が地層    処分される際にどのような考え方で安全性が確保される
		ですが、このことについ	かの説明が必要と考えます。
		ては必ずしも周知されて	M.M.M.M.女に方んみす。
		いません。」について、何	
		を言おうとしているのか	
		が分かりにくいと感じま	
		す。	

No.	御意見の	御意見の概要	御意見及びその理由
140.	対象箇所	<b>叫志光</b> 07城女	<b>脚志光及びその</b> 空田
			本評価は原子力政策大綱に対する評価ですが、現在の
			書き方では何が評価すべき主論点なのかが見えにくいと
			感じます。このため、「RI を含む放射性廃棄物について
			は・・・(中略)・・・処分の実施に向けて取り組むべきであ
			る(本項の2行目~5行目)」が原子力政策大綱における
			記述である旨を明確に示すべきと考えます。
	P29	原子力政策大綱で示さ	また、①~③については、原子力政策大綱とは異なり、
	3. 2. 20	れているものと、直接的	研究施設等廃棄物の処分の推進に係る原子力委員会
	(1)原子力	には政策大綱と異なる原	の進め方に対する意見であり、その出典等を明記すべき
17	委員会の	子力委員会の意見として	ではないでしょうか。
	基本的考	示されたものであること	また、他の部分では全て原子力政策大綱で記述されて
	基本的方   え方	を明確に示すべきと考え	いるものはその旨を、そのほかで述べられているものは
	7.73	ます。	その出典が明記されていることとの横並びの観点でも修
			正すべきと考えます。
			また、そのようにすることにより、今回評価したものが、大
			別して原子力政策大綱に対する評価と、研究施設等廃
			棄物の処分の推進についての評価であることが明確化
			され、「(4)評価」の二つの観点での評価結果につながる
			と考えます。
		「特に、現在、関係法令	原子力政策大綱は、放射性廃棄物の処分のみならず処
		の整備が進められてい	理についても、一元的にすることが効率的かつ効果的と
	P33 3. 2. 30	る RI・研究所等廃棄物の	しています。廃棄物の廃棄体化処理は安全な処分のた
		処分については、規制に	めの一つのプロセスであるため、処分のみを一元的にな
		おける最後の処分の部	されるよう指導することは適切ではないと考えます。
		分が、放射性廃棄物の	現在の規制体系では廃棄物の埋設規制は 1 本ですが、
	(3)各機関	性状に応じた一元的、合	廃棄体化処理については、管理事業でも再処理、加工
18	の取組状	理的なものとなるよ	等の事業や使用の許可の範囲でも実施できるような状
	況を踏まえ	う・・・」を、「特に、現在、	況になっています。
	た議論等	関係法令の整備が進め	既存の廃棄物の処理や保管廃棄に係る施設は、個別規
	3	られている RI・研究所等	則に基づく施設であり、発生源によらない合理的な処理
		廃棄物については、その	を計画した場合、その施設は複数の規制を受ける施設と
		処理・処分が放射性廃	するか、管理事業の新たな規則に準じた施設とする必要
		棄物の性状に応じた一	があると考えます。
		元的、合理的なものとな	前者の場合、各規則に基づく定期検査を別々に受検す
		るよう・・・」と変更すべき	る必要性ができる他、既存施設を他規制との多重規制

No.	御意見の 対象箇所	御意見の概要	御意見及びその理由
18 続き	<b>对</b> 家固加	と考えます。	施設としようとした場合、新たに設工認や施設検査を受検する必要がありますが、既存施設に対するそのような検査体系となっていないため、事実上不可能となっています。また、後者については、全て外廃棄で受入れるため、処理後の廃棄体等を既存の貯蔵施設等へ戻すことができないため、新規の貯蔵施設が必要になるなど施設の合理的使用が不可能な状況となっています。このように、処分よりも前に実施しなければならない、そのプロセスである廃棄物処理での合理性が確保できるような対策も、併せて推進する必要があると考えます。
19	P33 3.2.3の (3)各般組 の取 設 議 論 (4)	「放射性整理などのではない。 を発生のではなが、方費のではなが、方費のではなが、方費のではなが、方費のではなが、方費のではなが、方費のではなが、方費のではなが、方費のではなが、方費のでは、「一種のでは、「」、「一種のでは、「」」、「一種のでは、「一種のでは、「一種のでは、「一種のでは、「一種のでは、「一種のでは、「一種のでは、「」」、「」」、「一種のでは、「一種のでは、「一種のでは、「」」、「」」、「」」、「」、「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」	原子力政策大綱では、「発生者や発生源によらず放射性 廃棄物の性状に応じて一元的になされることが効率的か つ効果的である場合が少なくない」としているのは、費用 合理性の観点も含めて性状に応じて一元的になされる のが効率的かつ効果的としていると認識しております。 それに対して、「発生源別に整理されるのは、費用合理 性がある」との原子力委員会の見解は、政策大綱の考え との整合性がとれていないように感じるため、この見解 の根拠を明確に示した上で結論付けるべきと考えます。
20	P33 3.2.3の (3)各機関 の取を踏まえた議論 た議 で(4) 評価	(3)の③の「特に、現在関係法令の・・・(中略)・・・規制における最後の処分の部分が、」と、(4)の「特に、RI・研究所等廃棄物の処分については・・・(中略)・・・可能となるように配慮することが重要です。」の部分を削除すべきと考えます。	一元的な処理・処分は、研究施設等廃棄物の範疇の廃棄物のみではなく、長半減期低発熱放射性廃棄物、ウラン廃棄物、発電所廃棄物など全ての放射性廃棄物について適用される方針ですが、その中でも特出しで研究施設等廃棄物の処分のみについて、一元的、合理的に行うようにとの記述は、これら廃棄物の区分を超えた処理、処分の可能性を否定するように認識される可能性があると考えます。

No.	御意見の 対象箇所	御意見の概要	御意見及びその理由
21	P38 (3)	「ガラス固化体の品質に 関し製造者への発注仕 様と安全確保上の要求 仕様とは異なること等に ついて、国民に分かりや すく説明するべきです。」 で何を言おうとしている のかが分かりにくいと感 じます。	安全確保の観点から要求される仕様を満たさない可能性があるかのような印象を与えかねません。 仕様が異なることの説明ではなく、ガラス固化体が地層処分される際にどのような考え方で安全性が確保されるかの説明が必要と考えます。
22	P5 3 発が生任つ 1 年上にの定等 3 発表 養養	「発生者」及びその「 の定義は、将をして が海のの事がにはを考える) ・では、 をといるとのでは、 を生者では、 を生者では、 を生者では、 を生までは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 を	本報告書では、「発生者」は原則として、「国内の発生者」すなわち「国内での核物質使用により放射性廃棄物を発生した者」、を対象に議論を進めているように思われる。日本原燃(株)は国内で発生した使用済核燃料の再処理事業を行うことを目的の一つとして設立されているが、将来的に同社が仏 AREVA と同様に、商用再処理施設を有さない諸外国あるいは準国家で発生した使用済核燃料の再処理を受託する可能性は排除すべきではないと考える。この可能性を考慮した場合、「発生者」として、「国内発生者」と「国外発生者」を明確に区別して定義すべきではないか? 更に、「国内発生者の責任」と「国外発生者の責任」は、広義に解釈すれば「放射性廃棄物の安全な管理・処理・処分等」であり同様であろうが、しかし、狭義に解釈すれば異なっており、「発生者の責任」の範囲も、「国内発生者」と「国外発生者」で区別する必要があるのではないか? 例えば、日本あるいは日本の再処理事業者が海外の再処理事業を受託した場合、受託者の責任は、一定期間以内を原則として「国外発生者」に返還することである。一方、海外再処理事業により発生した核物質並びにLLW・HLW等は「国外発生者」(即ち再処理対象の放射性物質を発生した国あるいは準国家)に帰属しており、「国外発生者の責任」は、「国内発生者の責任」とは異なり、受託者への搬入・搬出・輸送時等

No.	御意見の	御意見の概要	御意見及びその理由
NO.	対象箇所	岬息兄の似安	御息兄及びての埋田
22			における安全性を確保し、一定期間以内を原則として返
続き			還物質を受け入れること、になるであろう。
			日本原燃が将来的に海外の再処理事業を受託する可能
			性は、現在は低く、更に現状の再処理事業に対する社会
			受容性を考慮すれば、上述のような狭義の解釈は時期
			尚早かもしれない。
			更に「原子力政策大網」では、今日までの日本事業者の
			海外再処理委託事業により、仏英からの返還される核物
			質並びにLLW·HLW 等についての記載があるが、我国が
			受託する可能性のある再処理事業について記述が無
			い。従って、「「取組の評価について」の報告書」で敢えて
			記載する必要も無いかもしれない。しかし、念頭には置
			いておくべき事項であると考え、投稿させていただいた。
			必要なのは土地の広さや、どのような土地なのかが具体
	P36 結論の部 分のうち(2) 項	必要な土地の大きさがイ メージできるような広報 活動が必要。	的に一般国民にわかってもらうことではないかと思うが、
			現在の広報は地下 300 メートルより深い安定した地層に
00			処分することのみ説明しており、地上の広さを説明してい
23			ない。これでは一般の人たちの理解など得られないので
			はないかと思います。土地を探すなら、どの程度の広さ
			のどんな土地なのかをもっと前面に出すべきではないで
			しょうか。
			管理処分の定義と矛盾した放射性廃棄物が管理処分の
		主な用語解説で、管理処	対象となっていることに気がつかない原子力委員はいな
			いはずである。英断を持って、科学的根拠に基づいた取
		分の定義は「比較的短い	組を展開して欲しい。その際、ICRP 2007 年勧告に則って
		時間経過と共に放射性 核種が減衰する」と定義	欲しい。同勧告 2.3. The scope of the Recommendations
	P29	核性が減気する」と定義 されている。管理処分を	の 45 ページ 15 行目には「The Recommendations can
24	1 行目 タ		apply in their entirety only to situations in which either
	イトル	行う放射性廃棄物の対象が、セクション 3.2.2 のタイトルに示された廃棄物では大変な矛盾である。	the source of exposure or the pathways leading to the
			doses received by individuals can be controlled by some
			reasonable means.」と記載されていて、dose constraint が
			適用されるのは管理期間中であることは明白である。管
			理期間終了後に dose constraint を適用するという考え方
			はない。

No.	御意見の 対象箇所	御意見の概要	御意見及びその理由
25	P36 結論の部 分のうち(2) 項	国の役割として、国有地の利用を検討したらいかがでしょうか。	意見及びその理由: 必要な土地の広さがよく判りませんが、国有の土地をインターネットで見ると山林原野等の広さは 789,689 千㎡もあります。また未利用国有地も8,993 千㎡あるそうですので、まずこれらの土地に適地がないかどうか調べてはいかがでしょうか。これほど広い土地に適地が無いのであれば探すのは困難ですが、在日米軍基地の10倍以上の広さですのでどこかに適地があるように思われます。
26-1	P17 (4) 評価 ③	報告書14~15頁にかけて記載のとおり、部会では回収可能性についてかなり多くの議論があったと読めるが、これに関して評価の項でほとんど言及がない。課題を整理して今後に向けた提言に取り込むべきではないか。	報告書14~15頁にかけて記載のとおり、部会では回収可能性についてかなり多くの議論があったと読めるが、これに関して評価の項でほとんど言及がない。課題を整理して今後に向けた提言に取り込むべきではないか。
26-2	P18 ⑥	「広域自治体との対話」 では内容が不明確なの で、原子力委員会との対 話の相手が「首長」なの か「自治体職員」なのか 「自治体住民」なのか、 明らかにして原子力委員 会として意思表明したう えで具体的な成果を目 指すべき。	「広域自治体との対話」では内容が不明確なので、原子力委員会との対話の相手が「首長」なのか「自治体職員」なのか「自治体住民」なのか、明らかにして原子力委員会として意思表明したうえで具体的な成果を目指すべき。
26-3	P18 9	何を対象とした第三者レビューが必要と考えているのか、明示した上で、その必要性については 替否両論あるところ、なお第三者レビューの仕組 みを整備すべきという判	そもそも⑨の項目でのみ突発的に処分懇報告書を引用する意図が不明であるが、(4)評価②では廃棄物小委が関係行政機関の第三者評価機関であり、⑤ではNUMO 評議員会が NUMO の第三者評価機関である、と示された上でなお、この⑨では何を対象とした第三者レビューが必要と考えているのか、ぜひ明示していただきたい。また、第三者機関の必要性については、8~17頁

No.	御意見の 対象簡所	御意見の概要	御意見及びその理由
26-3	<b>对</b> 多固则	断に至った理由を追記	に記された議論を読んでも賛否両論あるところ、それら
20 0   続き		するべき。	の意見を踏まえてなお第三者レビューが必要と判断する
191.0		7 0 100	に至ったのか、その理由を示すか、あるいは第三者レビ
			ューの整備の際に留意すべきポイントを整理して示すべ
			きではないか。
			①では国と JAEA 等が地層処分の研究開発調整会議を
			設置していることを評価しているが、その会議を設置した
			結果として実際成果が上がっているのか、あるいは設置
	P24		直後のためにいまだ成果が上がるに至っていないのか、
	(4)	国、NUMO、JAEA の連	部会でのヒアリングを通じた評価を示してはどうか。25
26-4	評価	携について現状の評価	頁⑥にもあるとおり、国とNUMOとJAEAとの連携は非常
	1	を示してはどうか。	- に重要であり、両機関とも少なからず税金を投入して事
			業を進めているところ、両者がうまく連携して一層効率を
			高めるためにも、あえて原子力委員会としても評価を示
			して今後に向けた問題提起としてはどうか。
		「ガラス固化体の~要求	
	P25 ⑨	される仕様とは一致しな	
		い」ことは、社会に必ずし	「ガラス固化体の~要求される仕様とは一致しない」こと
		も周知されていないので	は、社会に必ずしも周知されていないのであれば「一般
26-5		あれば「一般的」という表	的」という表現を使うとぞんざいな印象を与えうる。「科学
		現を使うとぞんざいな印	的に妥当」等の適切な表現に修正したほうがよいのでは
		象を与えうるので、適切	ないか。
		表現に修正したほうがよ	
		l,°	
		研究機関が RI・研究所等	
		廃棄物の処分費用を積	
		み立てるために、本来業	
		務である研究活動にか	研究機関が RI・研究所等廃棄物の処分費用を積み立て
	P30	かる費用を圧迫している	るために、本来業務である研究活動にかかる費用を圧
26-6	(4)	という意見を時折聞くが、	迫しているという意見を時折聞くが、原子力委員会として
	評価	原子力委員会としては費	は費用積み立ての仕組みに関してはこの観点からも問
		用積み立ての仕組みに	題はないとの評価である という理解でよいか。
		関してはこの観点からも	
		問題はないとの評価であ	
		るという理解でよいか。	

No.	御意見の 対象箇所	御意見の概要	御意見及びその理由
26-7	P33 (4) 評価	「努力している」という評価は不要。結果が出ているか否かという観点から評価を記載しなおすべき。また、最終行「配慮する」とは、特に何に配慮することを提言しているのか、具体例を示すべきではないか。	「努力している」という評価は不要。結果が出ているか否かという観点から評価を記載しなおすべき。また、最終行「配慮する」とは、特に何に配慮することを提言しているのか、具体例を示すべきではないか。